

## 信用リスクにおける保険会社の役割

オフィス草苺（前関東学園大学） 草苺 耕造

### はじめに

企業活動に従事している実務家やその研究者は、日頃から信用リスクという言葉に耳にされていると思う。又、信用リスクに関するマスコミの報道は略毎日の様に行われている。米国のサブ・プライム・ローンの破綻、信用リスクの格付機関への規制、デリバティブ商品の一種クレジット・リスク・デリバティブの動向、景気停滞による信用リスクの拡大、公共工事等政府調達における贈収賄・横領等の犯罪、売主の産地・品質に関する虚偽表示等々枚挙の暇がない。これらの信用リスクは保険事業とは直接的な関係はないと思われているかもしれない。保険会社としてむしろ信用リスクに直接的な関係を避けてきたのは賢明であったと認識されている方もあろう。然しながら、信用リスクは本来保険会社として担保すべき危険の一種であることは明らかである。むしろ、問題は、信用リスクを担保するという保険会社の社会的責任或は社会的役割を果たすためにはどんな要件が必要か又その要件を充足させるためにはどうすれば良いかということではないだろうか。この点を今一度考察したいというのが、この報告の目的である。

### 1、信用リスクとは

まず、信用リスクとは何かを考えてみたい。

信用リスクを金融機関の融資にかかるリスクの内、為替リスク、金利リスク、流動性リスクと並ぶ債務不履行リスクとする考えが、一般的かもしれない。しかし、これは信用リスクの一面しか問題にしていない。信用リスクは、現在社会に不可避のリスクであり、もっと広汎に存在している。本論では、信用リスクを、「債務者の債務不履行又は義務者の義務不履行或は不法行為によって、債権者又は権利者が損害を被る可能性」<sup>1</sup>と定義して、議論を進めたい。

代表的な信用リスクは、債務者又は義務者が誰か、債権者又は権利者が誰か或はその債務又は義務の内容によって、「表 1」のように分類して纏めることができる。

---

<sup>1</sup> 弊論文「信用リスクと保険」『保険学雑誌第 560 号』P 79 ご参照。

表 1 信用リスクの類型

類型名	契約種類	債務者 ・義務者	債権者 ・権利者	主な債務・義務の内容
第 1(1)類型	金銭消費貸借契約	借主	貸主	元金及び金利の支払債務
第 1(2)類型	不動産賃貸契約	借主	貸主	賃料の支払及び 原状復帰債務
第 1(3)類型	動産賃貸契約	借主	貸主	賃料の支払及び 賃貸物返還債務
第 2(1)類型	売買契約	買主	売主	売買代金の支払債務
第 2(2)類型	建設工事請負契約	発注者	請負人	請負契約代金の支払債務
第 2(3)類型	役務提供契約	受益者	役務提供者	役務提供契約代金の 支払債務
第 2(4)類型	委任契約	委任者	受任者	委任契約代金の支払債務
第 3(1)類型	売買契約	売主	買主	物品の引渡債務
第 3(2)類型	建設工事請負契約	請負人	発注者	完成引渡債務・瑕疵担保 債務・性能保証債務
第 3(3)類型	役務提供契約	役務提供者	受益者	役務提供契約の履行債務
第 3(4)類型	委任契約	受任者	委任者	委任契約の履行債務
第 4 類型	雇用契約	被用者	雇用者	被用者の不誠実行為
第 5 類型	各種法令	義務者	権利者	法令上の義務の履行債務

第 1 は、貸借契約上の借主を債務者、貸主を債権者とするものである。銀行ローンに係る元金及び金利の支払債務がその代表である。この金銭消費貸借契約上の借主の債務不履行によって銀行が損害を被る可能性が信用リスクになる。2006 年度国内信用は、日銀統計によれば 766 兆 2308 億円（内政府信用 221 兆 481 億円）に達している。この内政府信用 221 兆 481 億円を控除した 545 兆 1827 億円が民間で付保可能な信用リスクと

考えることができる。これを第 1(1)類型とした。なお、以下の統計数字は、特に記載されない限り、2006 年度の数字である。

貸借契約の目的物には、金銭だけではなく土地・建物のような不動産、自動車・家具・産業機械のような動産も当然考えられる。不動産賃貸推定売上高は 60 兆 8930 億円<sup>2</sup>であり、動産賃貸業年間売上高は、経済産業省統計によれば 11 兆 7342 億円であった。この内、不動産賃貸は 3 ヶ月分の賃料 15 兆 2233 億円、動産は 11 兆 7341 億円が付保可能な信用リスクと考えられる。これらを夫々第 1(2)類型、第 1(3)類型とした。

第 2 は、売買契約の買主・建設工事請負契約<sup>3</sup>の発注者・役務提供契約の受益者・委任契約上の委任者を債務者、売主・請負人・役務提供者・受任者を債権者とするものである。例えば売買契約に係る代金支払債務の不履行によって売主が損害を被る可能性が信用リスクとなる。経済産業省統計では、売買契約のうち掛売が多く信用リスクが発生し易い卸売売上高は 462 兆 4170 億円であった。又、国土交通省統計では建設工事受注高は、51 兆 9617 億円であった。この内、売買契約では 50%程度 231 兆 2085 億円、建設工事受注高から公共工事 9 兆 8583 億円を控除した 42 兆 1034 億円が夫々付保可能な信用リスクとなろう。同じく経済産業省統計では、サービス業などの役務提供契約売上高は 27 兆 7768 億円であった。又、委任契約ではその代表である弁護士会、税理士会の所属会員数からその年間収入合計を 9851 億円と推定した。これらを夫々第 2(1)類型、第 2(2)類型、第 2(3)類型、第 2(4)類型とした。

第 3 は、逆に、売買契約の売主・建設工事請負契約の請負人・役務提供契約の役務提供者・委任契約上の受任者を債務者、買主・発注者・受益者・委任者を債権者とするものがある。売買契約に係る物品引渡債務がその代表であり、この物品引渡債務に関連して、瑕疵担保債務、品質保証債務等も考えられる。これらの債務の不履行によって買主が損害を被る可能性が信用リスクとなる。その信用リスクは理論的には 462 兆 4170 億円となるが、付保可能な信用リスクは、231 兆 2085 億円程度となろう。同様、建設請負契約における完成引渡債務があり、この完成引渡債務に関連して、瑕疵担保債務、性

---

<sup>2</sup> 不動産賃貸推定売上高は、不動産ジャパン 2008 年不動産業統計集及び住宅都市整備公団・都市整備機構の財務諸表から推定した。即ち、住都公団の不動産賃貸収入を賃貸住宅数で除した数値に賃貸住宅数を乗じて得た金額を推定売上高とした。

<sup>3</sup> 建設工事請負契約は、役務提供契約の一種であるが、その重要性及び履行債務の特徴に鑑み、区分して類型化した。

## 【平成 20 年度日本保険学会大会】

### 第Ⅱセッション

レジュメ：草薙 耕造

---

能保証債務等も考えられる。これらの債務の不履行によって発注者が損害を被る可能性が信用リスクとなるわけである。契約前に入札における入札者を債務者、発注者を債権者とし、落札者が入札条件を履行しないことによる損害の可能性を信用リスクとするものも考えられる。国土交通省統計では建設工事発注高は 51 兆 9617 億円であった。これらを第 3(2)類型とした。

又、役務契約・委任契約における役務提供者・受任者を債務者、受益者・委任者を債権者とするものもある。役務提供契約や委任契約の債務者の履行債務が考えられる。これらの売上高は、役務提供契約で 27 兆 7768 億円、委任契約で 9851 億円と推定したが、この内役務契約で 13 兆 8884 億円、委任契約で 9851 億円計 14 兆 8735 億円が付保可能な信用リスクと推定される。これらを第 3(3)類型、第 3(4)類型とした。

第 4 は、雇用契約における被用者の不誠実行為（横領、窃盗、背任等の不法行為）によって、雇用者が損害を被る可能性である。この信用リスクの総額は、企業数と平均的な保険金額から 75 兆円と推定される。これを第 4 類型とした。

第 5 は、各種法令における許認可業者や受益者を義務者、許認可権者や法令義務違反等によって損害を被った第三者を権利者とするものである。具体的には開発業者による開発義務違反による罰金や損害賠償金支払義務、敗訴した原告の被告に対する損害賠償義務、強制競売における落札者の買取り義務等がある。これらの義務の不履行により権利者や第 3 者が損害を被る可能性が信用リスクと考えられる。この信用リスクの総額は、法務省統計の供託金額から少なくとも 8857 億円と推定することができる。これを第 5 類型とした。

このように信用リスクの種類はきわめて多岐にわたり、信用リスクの総額も 2001 兆 248 億円と推定される。この内保険制度の付保対象となりうる信用リスクを推定してみると、少なくとも約 1248 兆円<sup>4</sup>に達していると思われる。

これらの信用リスクの回避は、債権者や権利者にとって重大な関心事である。事前審査により、信用リスクが高いと判断される場合には当該信用リスクのある取引を謝絶して信用リスクの回避をする。取引関係によっては予め担保を取得して、信用リスク事故

---

<sup>4</sup> 信用リスクは、債務者により個人信用リスク、企業信用リスク、政府信用リスクに 3 分割される。この内政府信用リスクを除く信用リスクについて、その信用リスク類型に従い民間で担保可能な信用リスクやその通常の集積期間を考慮して、付保可能な信用リスクの総額を推定した。

が発生した場合の損害の軽減を図ることもある。しかしながら、信用リスクは、あくまでも損害が発生する可能性であり、予め取るべき対応策には限界がある。更に不況等の全体的な経済変動が発生した場合には、信用リスクの集積が巨大化する可能性もある。この為、信用リスクを抱える債権者や権利者は、信用リスクの回避や軽減のみではなく、信用リスクの転嫁を図ろうとする。この信用リスクの移転の具体的な方法として、保証制度や保険制度がある。

保証制度では、債務者に対して保証の提供を求めねばならず、金銭消費貸借契約における金融機関等の様に債権者の立場が比較的強い場合に可能となる。保証制度としては、第 1 に、代表者個人の連帯保証、親会社や関連会社の連帯保証等がある。これらは被保証者自身又はその関係者によるいわば自己保証制度であり、保証料も無償のものが多い。しかしながら、保証能力という観点から見ると債務者自身と余り変わらず、その効果には疑問がある。

第 2 に、信用保証協会や地方公共団体等による保証制度がある。これは、被保証者による資金調達等を支援するために行われる保証制度であり、政策的な目的があるため、通常必要とされる担保や保証料も軽減されている。中小企業金融において、この保証制度は多用されており、信用保証協会が引受けた保証にかかる信用リスクの 70%から 90%を中小企業信用保険として中小企業金融公庫が引受けている。

第 3 に、銀行保証や保証会社はその営業として行う保証制度がある。必要とされる担保や保証料は、保証者とその保証制度や保証案件毎に個別に決定する。保険会社が保険業法 98 条の付随業務として行う保証は、この中に含まれる。この保証は、銀行業や保険業などの本業に対して付随業務として行われているが、保証能力としては実効性がある。又、通常この保証は支払承諾といわれる。支払承諾額は、国内銀行等で 20 兆 4605 億円、損害保険で 125 億円、生命保険会で 412 億円、合計支払承諾額は 20 兆 5017 億円であった。この他にも多くの企業が保証会社を名乗り、特別法により保証事業を行っている保証会社もあるが、根拠法令もなく、保険業法上も問題のある保証会社の存在も認められる<sup>5</sup>。この点は別の機会に論じることとしたい。

---

<sup>5</sup> 身元保証、賃貸借保証、金融保証を行う保証会社の存在は知られている。これらの保証会社の中には実質的に保証証券業務を営業しているが、保険業法その他の業法規制の埒外で営業しているものも

第 4 に、保険会社はその保険事業として行う保証証券業務がある。この保証証券業務は、保険会社が保険的手法を利用して行われる保証制度であり、最も合理的な保証制度と思われる。国際的にも広汎に行われており、米国ではその種類も数百種類と多く保証金額も突出している。又、保証証券業務の内契約保証証券については、1994 年に国際商業会議所契約保証証券統一規則（ICC規則第 524 号）として、国際的規則が制定されている<sup>6</sup>。この統一規則は、1998 年国際連合国際取引法委員会においてその利用が推奨され、世銀でもこの統一規則に基づく契約保証証券が採用された。わが国においては、1976 年以降公共工事における一般競争入札制度を支える保証制度として入札保証保険・履行保証保険と共に公共工事用履行保証証券としてこの統一規則に基づく契約保証証券が採用された。なお、保険業法第 3 条第 6 項により、保証証券業務は損害保険の一種として位置付けられており、本論では、今後は保険制度に含めて議論することとしたい。

次に、保険制度には、第 1 に、中小企業金融公庫の行う中小企業信用保険がある。この保険は、中小企業支援という政策目的の為に、信用保証協会の行う保証に係る保証事故の損害を填補するものであり、一種の再保証としての機能を果たしている。この保険金額残高は、2006 年度末で 29 兆 5501 億円に達している。この様な政策目的を持つ信用保険制度は、他にも貿易保険がある。貿易保険においては、信用リスクのみならず非常リスクも負担するが、わが国の輸出者、輸入者、貿易金融の当事者を支援するためだけでなく、中長期の信用リスクについては、国が責任を負担し、累積債務国への経済援助の一環としても利用されている。2004 年 5 月からは、民間の損害保険会社による引受けも認められた。貿易保険の当事者の推定によると、貿易保険の引受保険金額は、14 兆円と推定されている。

第 2 は、保険会社はその保険事業として行う保険制度であり、信用保険や保証保険がこれに該当する。これらは、保険会社が保険的手法を駆使して合理的に行う保険制度といえよう。この詳細については、後述することとする。

---

あると思われる。十分な資料を得て検討する必要があると思われるが、今回付言することは遠慮したい。

<sup>6</sup> 契約保証については、国際商業会議所で契約保証統一規則(ICC規則 325 号) 1978 年、請求払保証統一規則（ICC規則第 458 号）1992 年の 2 規則があるが両規則の問題を修正する必要性をわが国委員から提案、保証部会、保険・銀行・商慣習合同保証部会、保険委員会、理事会の検討を経て、1994 年契約保証証券統一規則（ICC規則第 524 号）として成立したものである。

第 3 は、保険事故発生時の保険金を被保険者や保険の目的に係る債務者の残存債務に充当することを目的とした団体信用生命保険、債権保全火災保険等がある。この場合、保険金は、保険事故の被保険者である債務者ではなく、債権者に直接支払われることになる。

更に、金融デリバティブ商品がある。資産担保証券等のデリバティブ商品には、金融保証という保証制度が組み込まれている。又、多くのデリバティブ商品の中で、信用リスクを対象としたクレジット・リスク・デリバティブがあり、代表的なものにクレジット・デフォルト・スワップがある。これは、大きく分けると 2 種類あり、特定の債務者の信用リスクを対象としたシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップと複数の債務者の信用リスクを全体として交換するポートフォリオ型クレジット・デフォルト・スワップがある。いずれも格付機関の格付を基礎としてスプレッドを市場で決定して、これを基礎に交換コストが定められる。

この報告では、これらの信用リスクを担保する複数の制度の中で、保険会社がどのような役割を果たせるか、その役割を果たすためにはどのようなことが必要かを中心に論じて行きたい。

## 2、信用リスクを担保する保険制度

信用リスクを担保する為保険会社が行う制度としては、第 1 に、保険業法第 98 条に規定される付随業務として保険会社が行う保証がある。これは、銀行保証と同様、本業に付随して行う業務であり、支払承諾という項目で示されている。この支払承諾残高は、損害保険会社で 125 億円、生命保険会社で 412 億円であり、合計でも 537 億円に過ぎない。付随業務という受動的な性格から自ずと限界があるといえよう。支払承諾の保証残高は、貸付残高と加算して、債務者ごとの大口融資規制の対象になっている。

第 2 は、個人向けの住宅資金融資等において金融機関から付保を求められる団体信用生命保険や債権保全住宅火災保険がある。この場合、保険金額は債務残高に応じて変動することになる。保険事故が発生すると保険金は、直接金融機関に支払われ借入残高に充当されることになる。金融機関のみならず債権者によっては、生命保険や住宅火災保険以外の保険契約についても、その債権保全のために保険金請求権や返戻保険料請求権の上に質権を設定する場合があります。質権設定される保険契約の割合も増加している。団

【平成 20 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

レジュメ：草苺 耕造

体信用生命保険保有保険金額は 169 兆 4987 億円に達し、火災保険の担保に供される保険金額は 36 兆 7226 億円になると推定される<sup>7</sup>。

第 3 は、直接信用リスクを担保する信用保険である。この信用保険は、債権者が保険契約者になり、債務不履行や不法行為によって債権者が被った損害を担保するものであり、損害保険事業として行われている。その保険種類は、表 2 に示されているように多岐に亘っている。信用保険の元受保険金額は 27 兆 1956 億円、国内元受正味保険料は 318 億円であった。

表 2 信用保険

保険商品	保険契約者	被保険者	信用リスクの種類	契約種類	債務者	主な担保内容	求償方法
個人ローン信用保険	貸主	貸主	第 1(1) 類型	金銭消費貸借契約	借主	元利金の支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
住宅資金貸付保険	貸主	貸主	第 1(1) 類型	金銭消費貸借契約	借主	元利金の支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
一般資金貸付保険	貸主	貸主	第 1(1) 類型	金銭消費貸借契約	借主	元利金の支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
家賃信用保険	貸主	貸主	第 1(2) 類型	住宅賃貸契約	借主	家賃支払債務及び原状復帰債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
飼料取引信用保険	売主	売主	第 2(1) 類型	売買契約	買主	飼料代金支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
畜産物取引信用保険	売主	売主	第 2(1) 類型	売買契約	買主	畜産物代金支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
米穀取引信用保険	売主	売主	第 2(1) 類型	売買契約	買主	米穀類代金支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡
取引信用保険	売主	売主	第 2(1) 類型	売買契約	買主	各種売買代金の支払債務の不履行による損害	保険代位、債権譲渡

<sup>7</sup> 2007 年版インシュアランス損害保険統計号によると 2006 年度の火災保険金額は、734 兆 4513 億円であったが、この内 5% 程度が信用リスクを担保しているものとした。

【平成 20 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

レジュメ：草苺 耕造

酒類取引 保証人保険	保証人	保証人	第 2(1) 類型	売買契約	買主	酒類取引代金支払債務の 不履行による損害	保険代位、 債権譲渡
石油クレジット カード信用保険	売主	売主	第 2(1) 類型	売買契約	買主	石油クレジットカード代金支 払債務の不履行による損害	保険代位、 債権譲渡
割賦販売 代金保険	売主	売主	第 2(1) 類型	売買契約	買主	割賦販売代金支払債務の 不履行による損害	保険代位、 債権譲渡
身元信用保険	雇用者	雇用者	第 4 類型	雇用契約	被用者	不誠実行為による損害	保険代位

第 4 は、債権者の信用リスクを担保するために、被保険者を債権者として、債務者に保険契約をさせるというわが国独特の保証保険制度である。その保険種類は、表 3 に示されている。2006 年度の元受保険金額は 2 兆 6712 億円、元受正味保険料は 113 億円であった。<sup>8</sup>

表 3 保証保険

保険商品	保険 契約者	被保険 者	信用リスク の類型	契約種類	債務者	主な担保内容	求償方法
住宅ローン 保証保険	借主	貸主	第 1(1) 類型	金銭消費 貸借契約	借主	元利金支払債務の 不履行による損害	保険代位
特約店 保証保険	買主	売主	第 2(1) 類型	特約店 契約	買主	代金支払債務の 不履行による損害	保険代位、 債権譲渡、
入札 保証保険	入札者	発注者	第 3(1) 類型	入札 公告書	入札者	落札者が契約しないこと による損害	保険代位
履行 保証保険	請負人	発注者	第 3(1) 類型	建設工事 請負契約	請負人	請負契約の契約不履行 による損害	保険代位

第 5 は、保険会社の損害保険事業として、保険業法第 3 条第 6 項に規定された保証証券業務である。この保証証券業務は、民法・商法上の連帯保証であるが、保険的手法によって運営され、諸外国において、損害保険会社や信用保証専門会社で広く行われている保険制度である。その保証種類は、表 4 に示されているように多岐にわたっている。

<sup>8</sup> 保証証券業務の保証金額及び保証料は、この保証保険の元受保証金額及び元受保険料の中に含まれている。

表 4 保証証券業務

商品名	信用リスク の類型	保証 委託者	債権者 ・権利者	債務者 ・義務者	保証債務の内容	求償方法
輸入金融保証	第 1(1) 類型	借主	貸主	借主	元利金の支払債務	保証委託契約 による求償
金融保証	第 1(1) 類型	借主	貸主	借主	元利金の支払債務	保証委託契約 による求償
賃貸借保証	第 1(2) 類型	借主	貸主	借主	賃貸料支払及び 原状復帰債務	保証委託契約 による求償
リース保証	第 1(3) 類型	借主	貸主	借主	リース料支払及び 規定損害金支払債務	保証委託契約 による求償
入札保証	第 3(1) 類型	入札者	発注者	入札者	落札者の契約締結及び 保証提出義務	保証委託契約 による求償
履行保証	第 3(1) 類型	請負人	発注者	請負人	完成引渡債務又は 物品引渡債務	保証委託契約 による求償
瑕疵担保保証	第 3(1) 類型	請負人	発注者	請負人	瑕疵担保債務又は 性能保証債務	保証委託契約 による求償
買金・下請代金 保証	第 3(1) 類型	請負人	発注者	請負人	買金・下請代金の 支払債務	保証委託契約に よる求償
前払金支払保証	第 3(1) 類型	請負人	発注者	請負人	契約不履行の場合の 前払金の返還債務	保証委託契約 による求償
留保金支払保証	第 3(1) 類型	請負人	発注者	請負人	契約不履行の場合の 留保金支払債務	保証委託契約に よる求償
買受申出保証	第 5 類型	競売 入札者	裁判所	競売 入札者	落札した場合の 買取義務	保証委託契約 による求償
差押解除保証	第 5 類型	差押解除 申請人	差押人	差押解除 申請人	差押対象債務又は 差押解除金の支払義務	保証委託契約 による求償

上訴保証	第 5 類型	上訴原告	上訴被告	上訴原告	勝訴した被告への 損害賠償義務	保証委託契約 による求償
開発許可保証	第 5 類型	開発許可 申請人	免許権者 ・被害者	開発許可 申請人	開発許可条件の 遵守義務	保証委託契約 による求償
旅行業者保証	第 5 類型	旅行免許 申請者	免許権者 ・被害者	旅行免許 申請者	旅行業免許条件の 遵守義務	保証委託契約 による求償
関税保証	第 5 類型	輸出入者	国(税関)	輸出入者	通関手続及び 関税支払義務	保証委託契約 による求償

### 3、保険制度の役割

これらの保険制度の長所・短所は、当該保険種類ごとに異なっているが、信用リスクを担保する保険制度についてその役割を纏めてみると次の通りとなる。

第 1 は、信用リスクの保険会社への転嫁である。信用リスクが現実となり、債権者が信用事故によって損害を被っても、保険会社がこれを保険金として填補すれば、信用事故による損害の転嫁が可能になる。債権者は、信用事故の発生による損害について保険会社から保険金支払い等を受けると、受領した保険金の額だけその債権が回収できたことになる。しかしながら、これで債務者の不履行債務が免除されるわけではない。保険会社は、保険金支払い等によって、保険会社の被った損害を債務者に対し当然求償することになる。この求償の仕方は、当該保険種類によって異なり、

- ① 債権者の地位を保険会社が代位取得するという保険代位、
- ② 被保険者の債権を保険会社に譲渡する債権譲渡、
- ③ 保証委託契約等に基づく求償債権の実行等がある。

もし保険制度が無ければ、債権者に損害が発生すると当然債権者は資金繰りが悪化し、場合によっては連鎖倒産する可能性もあるわけであるから、この信用事故による損害を填補してくれる保険制度の存在は、債権者にとって極めて重要になる。

第 2 は、信用リスクを転嫁する保険制度を利用することによって、被保険者の営業活動の適正な拡大が図られるということである。事業活動を行う企業体がその事業を継続するためには、多くの信用リスクに晒されている。営業活動は、商品を販売して、契約どおり納品することだけで終わるわけではない。買主から販売代金を確実に回収する必要

がある。この為、代金引換で販売する場合を除き、売主は商談を行う場合には、常に買主から販売代金の回収が確実かどうかを検討しておく必要がある。買主と直接交渉する売主は、出来るだけ事前に買主に関する情報を入手し、予め販売の可否、販売の限度額を設定しておく必要がある。信用リスクを適正に行えない場合には、慎重な売主は、営業活動が十分行えず、みすみす事業拡大の機会を失うことになるし、逆に安易に売り上げを伸ばせば、後に大きな不良債権を抱えることになる。信用リスクが適正に転嫁できれば、確実に営業の拡大が最小限のリスクで確保できると期待できる。

第 3 が、官民を問わず、その調達価格の低廉化は、健全な行政の確保や企業収益の確保のために不可欠な重要課題である。一般に高額の商品や建築物を調達しようとする場合には、一般競争入札制度の利用が図られる。しかし、契約通り瑕疵のない商品や建築物の引渡しを受けられない危険がある。この債務者による債務不履行の可能性を排除する方法が、入札保証、履行保証、瑕疵担保保証等の各種の契約保証である。これらのこの保証を保険会社の契約保証証券制度を利用して取得することができる。さらに契約保証証券が適正に利用されれば、政府調達に関連した贈収賄や不正競争をある程度排除でき、不適正な価格の上昇を妨げられる。特にわが国は、国債、借入金、政府保証債務だけでも 886 兆円を超える巨大な累積債務を抱えており、一刻も早く公正な一般競争入札による調達の実現が望まれる。

第 4 が、信用事故の集積による変動の排除・軽減である。特定業界、国内経済或は世界経済の変動によって信用事故が集中し企業収益に大幅な変動を発生させ、極端な場合には経営の破綻を招く場合も少なくない。信用リスクを担保する保険制度によってその影響による大幅な企業収益の変動を回避し、又はその影響を平準化することが可能である。信用リスクを担保する保険制度は、当然一定のコストが掛かるが、安定的な企業経営を実現するために不可欠な経費と考えられる。

#### 4、保険会社の現状

わが国において保険業は、株式会社又は相互会社によって営業されている。これらの企業としての体力は、総資産や純資産によっても測ることができる。損害保険会社の総

【平成 20 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

レジュメ：草薙 耕造

---

資産は 37 兆 2747 億円、純資産は 9 兆 2308 億円であった<sup>9</sup>。一方、生命保険会社は、総資産 220 兆 2170 億円、純資産 17 兆 4120 億円であった<sup>10</sup>。総資産は、負債性の準備金である保険契約準備金（損害保険会社は 23 兆 1490 億円、生命保険会社 188 兆 2538 億円）を含んでいるので、保険会社の体力は純資産で見るのがより妥当であろう。

こうしてみるとわが国の保険会社の純資産合計は、26 兆 6428 億円となる。保険会社が、信用リスクを引受ける場合には、各種の事業規制が存在するのは勿論であるが、この純資産を考慮して引受けることになる。

損害保険会社の信用リスクの集積額は、同時期貸付金残高 2 兆 6275 億円、支払承諾残高 125 億円、国債等の債券・株式等の有価証券 28 兆 1921 億円、信用保険金額 27 兆 1956 億円、保証保険金額 2 兆 6712 億円の合計 60 兆 6989 億円であった。これは、純資産に対して 658%となる。生命保険会社の場合は、団体信用生命保険の保有保険金額 169 兆 4987 億円、貸付金残額 35 兆 772 億円、支払承諾金額 412 億円、国債等の債券・株式等の有価証券 162 兆 1972 億円の合計額 366 兆 8143 億円であった。これは純資産に対して、2107%となる。

銀行の場合には、総資産は、761 兆 958 億円、純資産は 40 兆 348 億円であった<sup>11</sup>。これに対して、信用リスクの集積額は、貸出金残額 435 兆 8616 億円、支払承諾 20 兆 4605 億円、国債等の債券・株式等の有価証券 199 兆 6185 億円の合計額 655 兆 9406 億円と考えることも可能である。これは、純資産に対して 1638%に達している。

これらの指標から第 1 に我国の保険業界は、銀行業界の 67%の体力を持っていると推定できる。第 2 に損害保険会社は、信用リスクに対して銀行業界、生命保険業界の夫々 40%、31%程度しか純資産を活用していないということが明らかになる。

ここで損害保険会社が提供している信用リスクを担保する保険種目についての現状の特徴を概観してみたい。現在損害保険会社が信用保険で担保している信用リスクには、金銭消費貸借契約上の借主の債務、賃貸借契約上の借主の債務、売買契約上の買主の債務等があるが、この中で近年損害保険会社が注力している信用保険は、売買契約上の買主の債務を担保する取引信用保険である。取引信用保険では、継続的な売買取引を前提

---

<sup>9</sup> 損害保険協会 2006 年度貸借対照表による。

<sup>10</sup> 生命保険協会 2006 年度貸借対照表(38 社)による。

<sup>11</sup> 全国銀行協会 2006 年度末(125 行ベース)総合財務諸表による。

として保険を提供している点と個別債務者である買主の信用リスクは勿論であるが、経済変動や環境変化に伴う信用リスクの集積を保険の機能として重視している点は特記しておきたい。この取引信用保険は、一般には国内の債務者を対象としているが、海外の債務者を対象とする取引信用保険もある。短期輸出保険がこの例である。従来、短期輸出保険を含め貿易保険は、信用リスクのみならずポリティカル・リスクといわれる非常リスクを含み特定国にリスクが集中するところから 2000 年度までは国が、2001 年度以降は独立行政法人日本貿易保険が独占的に引受けさせていた。しかし、先に述べたが、2004 年 5 月から短期輸出保険は民間の保険会社も引受を開始した。

又、身元信用保険は、米国等では保証証券業務として引受けられているが、わが国では、被用者の不誠実行為（窃盗・強盗・詐欺・横領・背任等の不法行為）を担保する信用保険として運営されている。身元信用保険が身元保証制度の代替制度として導入された経緯はあるが、個人信用リスクを担保しているその内容からはむしろ信用保険が適当かもしれない<sup>12</sup>。

損害保険会社は、賃貸借契約上の借主の債務、売買契約上の売主の債務、請負契約上の請負人の債務、法令上の義務者の義務等について、保証証券業務によって、その信用リスクを担保している。現在、政府調達制度については、WTO 政府調達に関する協定により透明性、競争性、公平性の観点から適正な競争入札制度が強く求められている。この競争入札制度を円滑に遂行するためには、入札保証、履行保証、瑕疵担保保証等の契約保証制度が不可欠であるが損害保険会社の保証証券業務の役割が極めて大きい。

金銭消費貸借契約上の借主の債務についても、その信用リスクを担保するため住宅ローン保証保険が長年利用されてきた。これは土地・住宅等の抵当権の存在を前提としている。表面的には、銀行等の金融機関の信用審査を経ている上に、貸付金額の 85%以上の抵当権の存在があるので、信用リスクはきわめて小さいと思われたが、現実には抵当物件の時価評価や処分価格が引受審査時より低い上に、昨今のサブプライム問題と同じく、債務者の返済計画の甘さを看過して行われたことやバブル崩壊後の不動産価格の大幅な下落による信用事故の多発や債権回収の困難性の為、予想以上の損害率を記録している。

---

<sup>12</sup> 「身元保証ニ関スル法律」により、保証期間は 3 年乃至 5 年に制限されているし、通知義務、解約権等があり、雇用者に必ずしも十分な内容ではない。むしろ、雇用者が保険契約者となり、保険料を負担しても適切な保険契約内容とする信用保険がより適合している。

又、特約店保証保険の様に継続的売買契約上の買主の債務を担保する保証保険も運営されてきている。これらの保証保険は、いわゆる金銭債務を担保する金銭保証保険に類別されている。この種保険には、デリバティブ取引や債券取引にかかる金融保証があり、この金融保証も種々の解決すべき問題があるが徐々に広がってきている。

## 5、役割を果たすための要件

信用リスクを担保する保険制度で期待される役割を果たすためにいくつかの要件が必要である。第 1 の要件は、信用リスクに対する審査能力を保有する人材の確保である。個人信用リスクの場合は、債務者にかかる信用情報も十分でなく、個々の債務者ごとの信用リスクの差異はそれほど大きくないので、一定の基準で画一的に審査することも可能である。これに対し、企業信用リスクの場合には、債務者企業に関する情報も豊富にあり、個々の債務者の信用リスクの差異も大きい。適正な引受の可否判断、引受条件・料率の設定は信用審査を通じて行われるが、この信用審査が安定した保険制度の提供に不可欠である。信用審査を適正に処理するためには審査能力のある審査要員を審査案件に応じて必要な人数以上確保しなければならない。この審査要員が習得すべき業務知識はその習得に少なくとも 5 年程度の年月を要するばかりでなく、収集した事実に基づき冷静に決断できる決断力を備えた人材で無ければならない。又、審査要員は、利害関係者から種々の依頼や圧力にさらされることとなる為、自己の利害得失に左右されない高潔な精神の持ち主であることが求められる。多くの企業の機密に属する情報に接する審査要員が証券取引等の取引に関与することは当然控えられるべきであろう。

第 2 の要件は、信用リスクに関する各種保険制度の引受において、元受及び再保険手続きの効率化、元受・再保険情報・債務者信用情報の蓄積、保険事故処理の円滑化の為に、電算化が不可欠である。特に、債務者が企業の場合のように、債務者ごとの引受保険金額が集積し高額化する場合には、統一的な引受情報の蓄積が重要となる。又、信用リスクに関しては、保険会社は、保険引受のみならず、貸付・支払承諾・有価証券投資・デリバティブ引受等の横断的な集積も当然考えねばならない。比較的縦割り体制の多い保険会社において、部門別の利害得失を離れ、横断的な協力体制が出来ない限り、効率的な電算化の実現は困難になるが、関係者の努力を期待したい。

第 3 の要件は、信用リスクに特化した事故処理体制・回収体制の整備である。信用リ

スクの事故処理には保険金の支払ばかりでなく、債務の代替履行も考えられる。又、保険金支払いや代替履行ばかりでなく、債務者に対する回収業務の巧拙が安定的な保険制度の維持の可否を制することになる。更に、この事故処理には、迅速性が要求されることが多く、時間の要素が大きい。事故処理には、法律的な手続きも付随することが多く、弁護士、司法書士等社内外に専門家を予め配置しておく必要が大きい。

## 6、要件を充足させる為に求められるもの

上記の要件は、信用リスクを担保する保険会社にとっては、当然の要件と思われる。しかしながら、この要件を保険会社は必ずしも現時点で充足していると言えない。その原因は、個々の保険会社によって異なると思われる。しかし、大切なことは、信用リスクを担保する保険制度の重要性を個々の保険会社に認識してもらうことではないかと思う。この観点から、少し論を進めてみたい。

先述した如く、信用リスクに対する対応策、特にリスク転嫁の必要性は認識されていてもこれが保険制度により実現されているとは言えない。これは、信用リスクをその本業として担保しようとする保険会社の覚悟が十分でない為ではないだろうか。

その原因の一つは、信用リスクを転嫁しようとする債権者自身の意識及び行動が保険会社に躊躇させる原因を生じさせていると思われる。その第1は、信用リスクの転嫁が可能であれば、債権者自身の行う信用審査や予備的な事故処理が不要となると債権者が考える点にある。日常的に債務者と接触して、少なからずその債務者についての情報を持つ債権者が、日常的な信用審査を全面的に放棄して、営業拡大のみを図れば、その結果は明らかである。保険事故が増大して、損害率が悪化し、これが改善されなければ、債権者にとって許容可能な適正な保険料率での引受が困難になるであろう。特に、一定の信用審査基準の充足を保険引受の条件としているものの、信用審査の太宗を債権者自身に依存している信用保険においては、この傾向が顕著であろう。

第2は、日常取引を通じて債務者に関する信用情報を持つ債権者が、その債権について良質の担保を保持している案件を含め信用リスクの低い案件については保険付保対象から除外して、信用リスクの高いと判断した債務者に関する案件のみを保険会社に付保するといういわゆる逆選択を行う危険性である。債権者が保険会社から保険料より保険金を多く回収できることを保険の効用として求める場合には、ともするとこの傾向が顕

## 【平成 20 年度日本保険学会大会】

### 第Ⅱセッション

レジュメ：草薙 耕造

---

著になる。本来、信用を供与すべきでない債務者に対して、保険制度の存在を前提として信用を供与すれば、その結果が安定的な保険制度の維持を困難にするのは自明であろう。勿論、保険会社の信用リスクの審査要員が充足しており、債権者が保険会社に対して他保険の付保を材料に信用リスクの高い案件について引受を強要しないという前提があれば、ある程度はこの逆選択に対しても対応可能であろう。しかし、この場合にも、限りのある信用審査能力に無用の負担をかける結果になるのは自明であり、これは保険制度のコストに跳ね返ってくる。

一方、保険会社は、信用リスクを担保する保険制度の整備が保険会社に求められている社会的責任であることをもっと認識すべきであろう。現実に巨額の信用リスクを担保している金融機関は、間接金融をその主要業務とする以上信用リスクを全面的に回避することは困難である。この為、格付機関の格付を利用する等して信用リスクの審査能力の向上に努力していると思われる。しかし、総資産はともかく、その純資産の 18 倍を超える負債を抱えている銀行が純資産の 16 倍以上の信用リスクをすでに負担している現実は厳しいものがある。この信用リスクの実質的な増加を抑え、将来的に可能であればこれを軽減することは、金融機関の重要な課題である。

中小企業信用保険・貿易保険等に代表される国家予算による信用リスクの担保も、現在実に 45 兆円に達しており、これも国家の年間税収 50 兆円程度から見て、安易な拡大を期待することは勿論できない。早期に代替制度を拡大していくべきであろう。これから保険会社、特に損害保険会社が、信用リスクを担保する保険制度の拡大にもっと真剣に取り組みその社会的責任を果たすことを期待したい。

### おわりに

わが国の保険制度で付保対象となりうる信用リスクは、1248 兆億円に達しているが、このうち保険制度を利用して担保されている信用リスクは 29 兆 8668 億円とその 2.4% に過ぎない。保険業界がその負託に応じて信用リスクを担保する保険制度を充実していくことが望まれる。

しかしながら、現時点では信用リスクを担保する保険に対する需要に対応できる審査要員を配置した審査体制が損害保険会社にあるとは言えない。引受事務、集積管理のシステムも改善の余地があり、債権者等の外部関係機関との接続も不十分であり、電算化

【平成 20 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

レジュメ：草薙 耕造

---

の進捗状況について未だしの感は否めない。事故処理や回収体制も専門要員の養成や外部機関との連携にも改善の余地がある。この前提で保険会社が信用リスクに関する保険制度を提供することを考えた場合、保険商品によってその提供商品に優先順位を付けざるをえないであろう。この優先順位付けは、保険会社の事情によって異なると思われるが、一般論として考えてみると次の通りとなる。

先ず、銀行等の金融機関の信用リスクを担保する保険は、可能な限り劣後せざるを得ない。幸い金融機関はその与信に係る信用リスクは、自ら担保すべきものという意識が依然強く体制整備に注力しており、余り時間的切迫感はないと思われる。勿論、金融機関に資金を提供している預金者は、金融機関が資金の貸付等によって止むを得ず信用リスクを自ら負担することを現実として認めていたとしても、信用事故による損害が多発することにより、金融機関自体の経営が破綻し、預金の返還が行われないこと等期待していない。金融機関は一定商品については、一定金額までは、預金保険制度により預金者の保護を行っている。しかし、これはいわば最後の手段であり、この制度が利用されることを金融機関自体も期待していない。金融機関としては、可能な限り信用リスクを排除する手段を講じながらその資金運用を図るべきである。保険制度がこの手段としてその機能を果たすことは期待されるが、そのための要件を相当程度備えるまでは、むしろ慎重に対応することも止むを得ない。

第 2 に、保証証券業務は、個別の審査を前提としており、信用保険に比べて強力な信用審査を必要とする。従って、この分野は、公共工事に係る入札保証、履行保証に限定して引き受けることで事務コストの軽減を図ることが可能であろう。公共工事の電算化計画を事前に把握して、この電算化と接続したシステムを構築すると共に各損害保険会社の機密情報への進入を防止し、懸念される談合システムを排除して競争入札制度を適正に執行できるようにすることが必要である。但し、この政府調達分野の中でも公共工事については、建設業保証会社の前払保証の契約保証特約や金融機関の支払承諾等の代替制度も既に存在しており、この政府調達分野での浸透程度が損害保険会社の保証証券業務の将来を左右することになると思われる。談合や贈収賄を排除し、公正かつ低廉な調達価格での政府調達を確保するという社会的意義も高いこの分野での損害保険会社の一層の努力を期待したい。

第 3 に、損害保険会社がその実力に応じて今後着実に拡大していくべき分野は、継続的な売買契約上の買主の信用リスクを担保する取引信用保険の分野である。この分野は、売主の信用審査を前提としつつ、高額の取引限度額の買主や信用データの劣化する買主についてのみ保険会社の信用リスク審査を行うことによって、信用保険の提供が可能となる。又、利用者としては、適正な信用審査を確保しつつ営業拡大が図られるとともに、比較的許容可能なコストで信用リスクの転嫁が出来るからである。短期輸出保険の引受も、提携外国機関との提携を含め、信用リスク審査や回収体制の整備が整った国から拡大していくことが望まれる。

最後に、信用リスクを担保する保険制度における再保険についても付言しておきたい。再保険は、元受会社の引受けた元受保険のリスクを他の保険会社に引き受けてもらう制度である。殆どの保険制度で再保険制度が利用されており、この再保険制度を前提に巨額の引受がなされている。又、再保険会社として再保険専門の有力な保険会社も存在する。又、この再保険網は、世界中に張り巡らされており、経済変動による信用リスクの分散という意味では大変効果がある。元受保険の段階で、この再保険への出再を考慮して対処したかどうかは、結果に大きな影響を与える。日常的な小額の引受であれば、元受会社の引受方針に基本的に従う再保険会社も、高額或は非日常的な引受であれば、独自の信用審査や経験に基づき相当程度の要求を出してくるので、場合によって、再保険者の要求が許容を越え顧客の支持を得られず、元受が困難となる場合もある。これを避けるためには、元受保険会社は、その引受姿勢や実績を日頃から再保険者に開示し、再保険者との人的な信頼感を維持してその安定的な引受を可能としておくことが必要である。案件によっては、再保険の手当てができたかどうか元受保険の可否に決定的な役割を果たすことがありうる。

再保険制度に似た制度としては、金融デリバティブ商品的一种として、クレジット・デフォルト・スワップがあり、保険会社も再保険の代替を保険業界だけではなく、デリバティブ業界に引受けた信用リスクの分散を求めることもある程度可能となるであろう。

保険業界は、今後も既存商品だけでは大きな進展は期待できない。常に新しいニーズに対応して新用品を開発していく必要はある。又、業務提携による効率化や事業費の削減を考慮した合併等による事業利益の進展にも限界があるであろう。この意味からも、

【平成 20 年度日本保険学会大会】

第Ⅱセッション

レジュメ：草苺 耕造

---

巨大な需要が存在する信用リスクを担保する保険制度の発展に保険会社が真剣に取り組むことを期待して、この報告を終わることとしたい。

(参考文献)

- 1、『損害保険実務講座第 8 巻「新種保険（下）」』編集：東京海上火災保険（株）発行：有斐閣  
1984 年 1 月
- 2、『金融担保法講座第 1 巻「担保制度一般・担保権」』  
編集：米倉彰・清水湛・岩城謙二・米倉稜威雄・谷口安平 発行：筑摩書房 1985 年 11 月
- 3、『契約保証証券統一規則』翻訳：草苺耕造 発行：国際商業会議所日本国内委員会 1994 年 1 月
- 4、『公共工事に関する新たな履行保証体系』 監修：建設省建設経済局建設業課  
編集：公共工事履行保証研究会 発行：ぎょうせい 1995 年 2 月
- 5、『契約保証証券統一規則の解説と標準様式』、翻訳：草苺耕造  
発行：国際商業会議所日本国内委員会 1997 年 9 月
- 6、「信用リスクと損害保険」『保険学雑誌第 560 号』 著：草苺耕造 発行：日本保険学会  
1998 年 3 月
- 7、「法人保証の現状と課題」編：椿寿夫 発行：商事法務研究会 2000 年 10 月
- 8、「公共工事における新履行保証制度の役割」『関東学園大学法学紀要第 10 巻第 2 号（通巻第 21 号）』  
著：草苺耕造 発行：関東学園大学法学部 2000 年 12 月
- 9、「公共工事契約と新履行保証制度（考え方と実際）」著：草苺耕造 発行：日本評論社  
2001 年 1 月
- 10、「公共工事入札・契約制度の論点整理」『地方財務第 565 号』著：草苺耕造 発行：ぎょうせい  
2001 年 6 月
- 11、「政府調達制度及び履行保証制度に関する国際比較（1）（日本と中国の比較）」『関東学園大学  
法学紀要第 15 巻第 2 号・第 16 巻第 1 号合併号通巻第 29 号』 著：草苺耕造  
発行：関東学園大学 2006 年 7 月
- 12、「公共工事調達制度改革とボンド保険」『関東学園大学法学紀要第 16 巻第 2 号通巻 30 号』  
著：草苺耕造 発行：関東学園大学 2007 年 7 月
- 13、「公共工事とボンド制度」『保険学雑誌第 598 号』著：草苺耕造 発行：日本保険学会  
2007 年 9 月